

議案第 5 号

京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例
の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

平成 2 2 年 3 月 2 1 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

財政の健全な運営をより迅速かつ柔軟に確保するとともに臨時的な財政需要
に応じる財源に充てるため、各会計年度に生じた剰余金を基金へ編入できるよ
う、基金の積立手段を改正する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を改正する条例
京都府後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例（平成20年条例第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入できるものとする。この場合において当該基金に編入する金額は、広域連合長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。